

私所有權の自然法的基礎

井 上 紫 電

人が外界の財貨を排他的、繼續的に所有の對象とする權利を有するや否やの問題は、此の權利が人間の全經濟生活、ひいては文化全般に對し至大の關連を有するが故に如何なる時代に於てもその重要性を失はないが、特に私有財産制度を否定する有力なる思想の存する今日その重要性は加重せられてをるのである。

本稿は私有財産制度が人間の本性に窮極の基礎を有する自然法的制度であり、此の故に人間の恣意に依り廢棄するを得ぬ制度なる所以を闡明することを目的とするものである。

一、私所有權の概念

私所有權とは物を排他的に支配する權利、物の使用、收益、處分の權能を包含せる權能たることは今此處に更めて謂ふ迄もないところであらう。所有者は目的物の使用の權能を有するが故に目的物の平和なる支配を他人が妨げることが禁ずることが出來、又收益の權能を有するが故に目的物より引き出し得る總ての利益を享受

することを得、更に處分の權利を有するが故にその欲するところに隨つて賣却、贈與、消費、破棄等の行爲を爲すことが出来る。

以上の權能を所有者は完全に有するのであるが、然しこのことは如何なる使用、收益、處分も是認せらるべきことを意味しない。法律秩序は全道德秩序の一部に外ならず、此の故に所有權の行使も道德秩序の範圍内に於いてのみ許さるべきは謂ふ迄もない。私所有權は夫自體は無制限なものであるといふのは、所有權者が物を賣却し、貸與し、若しくは破壊しても、それに依つて平均的正義に反し、他人の權利を害するものではないといふに止まる。「所有權は完全なる權能である。然しそれは私の所有物につき私が如何なる使用を爲すも罪にならずといふ意味で完全なのではない。浪費が罪であり、施與の拒否は少くとも或場合には罪であり、酒の濫用、酒浸りが罪であることは誰も疑はない。そうではなくて、所有權が完全な權利だと謂ふのは私が私の財産を使用處分することに依つて嚴格法に反し、又は平均的正義に違背することはないといふ意味である。」¹⁾

更に又各社會に特有なる事情に基く各種の公法的、私法的制限も亦、所有權が他人に對する關係に於いて排他的支配權であることと矛盾するものではない。之等の法律に依る制限は平均的正義に基くところの、他の個人に依る制限に非ずして共同の福祉乃至は政治的、社會的その他の見地よりする高次の制限であり、之等の制限にして徹廢せられんか所有權はその本來の完全なる支配權に復歸するのである。

學者は屢々普遍的なる所有權の概念を定立することの困難を嘆ずる。例へば法制史の權威中田博士に依れば

1) W. Morin, La propriété privée d'après saint-Thomas et les encycliques de Léon XIII et de Pie XI, 1936. p. 33.

「議論は抑も所有權とは如何なる權利概念であるかといふ一見甚だ平凡なる如くしてその實は從來の學者中何人も之が満足なる定義を下し得なかつた程極めて困難なる問題と相關連する。然し所有權なる概念は元來論理的に必然的な確立概念ではなく、歴史的具體的事實に即し、一社會、一時代の政治的、經濟的狀態に順應して變轉する概念である。」²⁾又牧野博士も「所有權についてはわれわれはフランス民法第五百四十四條に於ける所有權の定義を基礎とし、それを繼受したわが民法第二百六條を出發點として事を理解することにして居る。しかしそれは、たゞ、現行の法規に基いて所有權の基本的な要件とされて居るものを擧げるといふだけのことである。少しく沿革的に乃至比較的に見わたす者にとつては所有權の概念は決してしかく明瞭なものではない。」³⁾と述べられる。(註)

註 然し若し論者の如く不變の所有權の概念を否定せんか、私有財産制度は砂上の樓閣に墮し、結局マルキシストの次の言葉を承認せざるを得なくなるであらう。

「獨立なる關係として、特殊の範疇として、抽象的且つ永遠なる觀念としての所有權の定義を求めんとするは形而上學、若くは法律學の幻想に外ならない。」(Marx)「所有權の概念は國家及び社會事情の單なる反射に過ぎず、之等と共に不斷に變遷するものである。今日の所有權概念は昨日の所有權概念に非ること、恰も今日の國家及び社會は昨日の國家及び社會に非ると同然である。此の故に恰も太陽が地球その他の天體を動かす如く、政治的、社會的組織の中に毅然として立つて之を動かし導くところの不動の所有原理を語ることは程全歴史的發展と矛盾し、嗤ふべきことではない。所有權概念は流砂の如くに變遷するものでり、今日の所有權の恒久性を前提とする者は砂上の樓閣を築く者である。」(Liedknacht, zit. in

F. Schaub, Die Eigentumslehre nach Thomas von Aquin und dem modernen Sozialismus, S. 53)

- 2) 中田博士「律令時代の土地所有權」、國家學界雜誌第78號、通卷1577頁以下。同博士に依れば、獨逸民法第一草案物權編の起草者たる Johow も所有權の満足なる定義を與へることは困難、寧ろ不可能であるかも知れぬと述べてゐることである。
- 3) 牧野博士「民法の基本問題」、第四輯、354頁。

私は今此處に比較法制史的に各法制下に於ける所有權概念及びその變遷の跡を辿ることを得ない。此の點に關しては既に我國にも若干の文献が存する⁴⁾。然し私の臆測を以てすれば、所有權の概念の確立の困難は、論者が實證主義の立場よりして、各國の相異なる内容の實定法規に捉はれつゝ而も所有權の普遍的概念を定めんとすることに起因するのではないかと思はれる。元來實定法規は各時代、各場所の具體的事情に相對的なるものであり、各社會の社會的、政治的、經濟的事情その他の要素が織込まれて形成せられるものである。所有權に關する實定法規もその例に洩れず、時代と場所とに特異なる各般の事情に基き多種多様たり得る。例へばローマに於ける所有權秩序とギリシヤに於ける所有權秩序、特に封建時代に於ける公法的支配並に公法的義務と結合せる所有權秩序と、現代の法制下に於ける所有權秩序との間には大なる逕庭が存するのみならず、現代に於いても例へば英國の所有權秩序と、日本の所有權秩序の間には若干の差異が存する。然しそれにも拘らず本質的には所有權秩序が、従つて所有權が存在する。蓋し人類は外界の物資を利用することなくしては生活し得ないが、其の物資の量は有限であり、従つて如何なる社會に於いても外界の物資に對する人類の支配を權利として認め、之を相互に相侵さざらしめ、其の物資の利用を安全確實ならしめることが必要である。此のことは個人及び家族にとつて必要なるのみならず全社會の正常なる維持發展に必要であり、又經濟的關係に於いて必要なるのみならず、精神的、道德的關係に於いても必要である。此の故にこそ人間の外界の物資に對する排他的支配權たる所有權が如何なる社會に於いても存在するのであり、私が所有權秩序の相異變遷にも拘らず本質的に

4) 例へば石田博士「土地總有權史論、及び「史的發展の過程に於ける土地總有權の諸形態」社會政策時報、昭和9年1月號。
大塚郷二氏「所有權の史的諸形態」法學志林、36卷、第5號。
吉田博士「土地所有權論、151頁以下。

は私所有權が存在すると述べたのは正に此の意味に於てである。

又學者は屢々羅馬法上の所有權とゲルマン法上の所有權とを對比せしめ、前者は絶対不可侵であるが、後者はその内容に於て國家又は團體の監督を攝取せる團體的所有權であるとする⁵⁾。然し斯の如き對比は正當ではないと思はれる。英國的所有權の概念、ユダヤ的所有權の概念、若しくは日本の所有權の概念の存せざる如く、羅馬的所有權、若しくはゲルマン的所有權の概念の區別は存しないのではあるまいか。正、不正の概念、「自己のもの」、「他人のもの」の概念と同じく所有權の概念も普遍人類のものである。何處に於ても所有權自體は物を合理的に支配する權利である。羅馬法上の所有權は絶対不可侵だと謂はれるが、然し決して立法に因る制限が存在しなかつたわけでもなければ(註)、又ゲルマン法上の所有權が團體的所有權だからとて、所有權が他人に對する關係に於て排他的支配權であつたことが否定せられるわけではない。唯所有權思想としては、財貨に對する排他的支配權たる所有權が主として個人の爲に存するものと觀る個人主義的見解と、所有權を以て個人の爲のみならず共同の福祉の爲にも存すると觀る中正なる見解と、所有權を以て單なる社會的機能と觀する極端なる團體主義的見解との對立が存するが、所有權自體が他人に對する關係に於て財貨に對する排他的支配權であることは如何なる時代、如何なる場所に於ても變るところはないのである。

註 社會的必要は抽象的なる理論構成とは無關係に其の實相を顯さしめる。羅馬法上の所有權と雖も決して絶対不可侵のものに非ずして、之に對しては幾多の制限が加へられて居たのである。羅馬の法律學者と雖も所有權が共同の福祉の要請する

5) 例へば石田文次郎氏 物權法、10頁以下。

義務を伴ふべきこと、「公の福祉は最高の法」(salus publica suprema lex) であることを認めて居たのであり、事實十二銅法以來、公益及び隣人の利益の爲に所有權は幾多の制限を受けて居たのである。

例へば M. Cuj の擧ぐる所有權に對する幾多の制限の中主なるものを摘記すれば次の如くである。公益的見地よりする制限。(Cité dans Coste-Floret, La nature juridique du droit de propriété, 1935, p. 18.)

- a 河岸の所有者は、畑に赴く爲に舟行する者、舟を樹に繋ぐ者、網を乾す者、岸に荷物を置く者の爲に、河岸の使用を許容せねばならない。
 - b 公道が洪水その他の不可抗力の爲破壊せられしときは、公道の隣接地の所有者は公道の修理に必要な期間、通行を許容せねばならない。
 - c 家の高さは Auguste 帝に依り七十歩長、Trajan 帝に依り六十歩長に制限された。
 - d Néron 及び Hadrien 帝時代の元老院は研究の爲家を破壊することを許した。
 - e 元老院は數個の場合に於て公用徵收を許した。
 - f 土地の所有者は他人が承諾なしに其の所有地内に屍體又は骨を埋めたる時と雖も、大司祭の布告又は皇帝の命令なしには之を發掘するを得ない。
- 此の外 M. Cuj は相隣關係に基く幾多の制限を列擧して居る。其の主なるものを擧ぐれば、
- a 隣家の樹木の根が建物の土臺を危くする虞あるときは之を截取することを得る。
 - b 所有者は其の權利を唯隣人を害する目的のみを以て行使することを得ない。
 - c 隣地に向つて無用に水を流出し又は煙を放散せしめる仕事場を建てることを得ない。
- 之を要するに社會生活の必要は理論的には絶對であるべき權利を制限する。羅馬法上の所有權も決して論者の謂ふ如く絶能不可侵のものではなかつたのである。

二、私所有權の基礎に關する學說

私所有權の基礎に關する諸學說を紹介することは本稿の目的とするところではない。然し本稿の目的たる私所有權の自然法的基礎の闡明の爲には既存の諸學說を瞥見する必要があるものであり、以下簡略乍らその主なるものを紹介すれば次の如くである。¹⁾

イ、法定說 法定說は私所有權の基礎を實定法に求めんとするものであり、主として佛蘭西革命の指導者達に依つて唱道せられたものであるが、²⁾英國に於ては Th. Hobbs、獨逸に於ては A. Trendelenburg 等が此の見解の主唱者と認められる。我國に於ても此の見地に立つ學者は尠くない。例へば石田文次郎博士は、「所有權に限らず如何なる權利も法に依つて與へられたものであり、法令の制限内に於て存在することは勿論であるから、特に所有權についても之を明言する必要がない。³⁾」とせられる。

然し乍ら所有權を以て法律に依つて與へられしもの、法律の創造に係るものとする如上の見解は次の如き諸理由よりして之に左擔するを得ぬものである。第一に外界の財貨を所有する權利は國家法に依つて始めて與へられたものではあり得ない。人類及び家族の存在は國家の存在に先行するものであり、國家は特定地域に住する人類の結合に依つて形成せられた。國家成立前の人類も家族も外界の財貨例へば住居、若干の器具、衣服等を必要としたのであり、國家は之を保護し、共同の福祉と矛盾せざる範圍内

- 1) 以下掲ぐる諸說に就いては一々オリゲナルに據るを得ずして主として W. Morin, *La propriété privée d'après saint-Thomas et les encyclique de Léon XIII et de Pie XI*, 1936, p. 46 et suiv. H. Pesch, *Lehrbuch der Nationalökonomie*, Bd. I, 1924, S. 207 ff. V. Carthrein *Moralphilosophie*, Bd II, 1924, S. 271 ff. に據つた。
- 2) 「所有權は法律の力に依つてのみ獲得せられ、又法律のみが所有權を構成する。」とは Mirabeau の言であつた。Montesquieu も同様のことを述べて居るとのことである。「所有權は私民法上の權利であり自然權ではない。」Cité dans W. Morin, *op. cit.*, p. 33.
- 3) 石田文次郎博士 *物權法論*, 379頁。

に於て之を維持せんとしたのであつて、決して之を創造的に人間に附與したものである。「民法は所有權を肯定し、之を明確にした後之を保護したのである。……法が權利を創造したのではなく、法は權利を是認し、之を活かしめたのである。(Garrigue)⁴⁾ 更に此の種の見解は所有權を、從つて又私有財産制度の基礎を危殆ならしむるものである。若しも實定法が所有權を附與せるものとせんか、實定法は又之を奪ひ去ることを得ねばならぬ。假に一群の社會主義者が暴力又は政治的陰謀に依り國家の統治權を把握し、法を制定し、所有權を廢止したる場合、此の理論に依れば人は此の合法且つ有效なる私有財産の掠奪を是認する外はないであらう。法定説はマルクシズムの私有財産制度否認の思想に對しても何等の抵抗力を有しないのである。

□、契約説　契約説は私有財産の基礎を原始契約に求める。最古の時代に於て人類は明示又は默示の契約に依り、所有者に迷惑を興へざる使用は他人に許すこと、又各人は極度の窮迫の場合にはその生存に必要なものを我ものとすることを得るとの留保條件のもとに、土地の一部を分配し、殘餘を先占者に與へることゝしたといふのである。此の契約説は Hugo Grotius, Puffendorf 等に依つて説かれた。然し此の種の見解は第一に歴史的事實に反する。右の如き契約の締結せられたとの證據は歴史上些少も存在しない。假に原始社會に於ては總てが共有であつたから、私有財産は唯默示の同意に依つてのみ發生し得た筈だと説明するも、此の説明の前提たる原始社會の共有状態は依然として歴史的根據なき假説に止まる。のみならず人間は地上に於て漸次その住居する區域を擴大したのであるが、大地の大部分は原始人の知らざる所であり、此の未知の土地につき

4) Cité dan Morin, op. cit., p. 99.

分配契約を締結し得た筈がないのである。私有財産制度の基礎を危殆ならしむる點に於いては此の説も法定説と變らない。若し所有權の基礎が契約に在るものならば、再び契約を以て所有權を廢するに何の妨があらうか。

ハ、勞働説　勞働説は勞働、就中生産的勞働のみが經濟價值並に私所有權の基礎であるとなすもので、Locke に依つて唱へられ、後、社會主義者に依り、私有財産制度否認の目的を以て屢々援用せられるものである。然し多言を要せずして此の説の組するを得ぬことも了解せられるであらう。例へば土地所有權を以て勞働の果實に外ならずとする如き到底之を是認するを得ない。成程農夫は土地に對して不斷に勞力を注ぐが、然し之を以てその土地に對する他人の勞働を排斥し、自己のみが利益を壟斷し得る權利を理由づけることは出来ない。成程農夫は自己の勞働の結果に對しては權利を有するであらう。然しその前提たる、排他的に土地に勞働を注いで収益する權利自體換言すれば土地所有權自體は勞働の果實に對する權利と目するを得ない。のみならず例へば河川に沿へる肥沃なる土地の所有權の高き價值は勞働に因るに非ずして、その優れたる自然的條件に因ることも多言を要しない。次に動産所有權に關しても勞働が唯一の基礎ではあり得ない。生産物の價值は勞働にのみ依存せずして、勞働とは無關係なる材料の價值によつて左右せられることが尠くない。若しも勞働のみが所有權の唯一の基礎なりとせんか、如何にして勞働以外の原因に基く價值に對して迄も所有權を主張し得ようか、更に又勞働説に依れば生

5) Locke の説は W. Hasbach に依り次の如く要約せられて居る。「神は人間に土地を共同の所有物として與へ給ふた。神は人間を自由平等に造られ、其の人格の上に所有權を與へ給ふた。若し然らざれば誰も人格に對する權利を有し得なかつたであらう。彼の肉體勞働、彼の手に依つて造られしものは彼にのみ屬する。人間は周知の如く自己保有の權利を有するが故に飲食物その他の生存手段に對する權利を有する。土地が人間に與へた資料を以て不足なる場合には、人間は土地を開墾し、耕作し、肥料を施し、種を播かればならぬ。神は人間に勞働を命ぜられ、勞働に依り人間はその所有に屬するものを土地に混入せしめるのであり、之に依り土地は彼の私有財産となる。」 H. Pesch, op. cit, p. 223.

産に直接間接關與せる者のみが所有權を享有し得て、藝術家、學者、宗教家、その他の精神的職業に従事する者は所有權を享有し得ずとの不當なる結論に到達せざるを得ないであらう。

二、人格説　人格説は私所有權の基礎を人格に求め、私所有權を以て人格の構成要素と見るものである。「個別的所有權の基礎は個性人格の原理の中に存する、……人間精神の特質は全人格の獨自なる實現の爲に財貨の自由なる支配を要求する。」(H. Ahrens)「所有權は個性展開の爲の材料である。」(J. Stahl)「財貨は或程度に於て人格の構成部分であり、自我の延長である。」(M. Wiry)勿論經常的には或程度の財貨を所有することは人格の發展、その社會的任務の達成に必要なが、然し常に所有權なくしては人格たるの要件に缺くと謂ふを得ない。他人の扶助に生くる貧者は財産を有せぬが人格的存在たるを失はず、又同様のことが兩親に扶養せらるゝ子供について云ひ得るのである。

三、私所有權の必然性

上述の所は私所有權の基礎に關する主なる學說の簡單なる紹介並に批判であるが、吾人は之に依り所有權の基礎を實定法、契約、勞働、人格等に求め得ざるを知り得た。然らば私所有權の基礎は之を何處に求むべきか。吾人はその不動の基礎を聖トーマス並にその流れを掬むスコラ學派の所說に従ひ所有權が「個人、家族並に社會の維持及び發展の爲に經常的には不可缺のもの」たる點に求めんとする者である。

イ、私所有權と生存權

人間は他の總ての存在と同じく個體維持の本性を有し、又總ての生物と同じく繁殖する性質を有するが、理性的存在としての人間にのみ特有なるものとしては自己を智的、道德的乃至は宗教的に完成せんとする傾向が存する。理性と靈を有し此の故に人格的存在たる人間は他の手段たるものに非ずして、¹⁾生存を維持し、自らを完成せしめ、人の人たる所以を全ふすることはその權利であると共に又義務でもある。而も此の義務は或程度の物資を自己のものとして専有することなしには果すことを得ない。人間は外界の物資即ち下級の被造物を以て自己の生存を維持し、その能力を發展せしむべく造られて居るのである。

「被造物の秩序は調和ある階序より成る。即ち下級の存在は段梯的に人間に迄連り、更に人間は萬物の原理であり、目的であるところの神に迄連る。此の階序に於て各段梯の被造物は直接上級の段梯に在る被造物の中にその存在理由を有する。反對に上級の被造物は下級の被造物の存在を豫想するものであり、之を用ふことは上級の被造物の個體維持並にその完成に必要な缺くべからざるものである。『不完全なるものは完全なるもの爲に存在する。』(Imperfectiora propter perfectiora) 動物は植物に依つて自らを養ひ、人間は動物の肉に依つて自らを養ふ。天地創造の時間的順序は必然的にその依存關係の論理的秩序と正反對なのである。²⁾」總ての有機的存在は、より劣等なる存在を我物とする。このことは種の保存と繁殖の爲に不可缺の條件である。植物はその周圍に存する榮養物を我物とし、動物は植物若しくはより弱き動物を我物とする、同様に人間は動物、植

1) 此のことは社會の一部としての各個人が全體の爲に存在し、必要に應じてその爲に生命を犠牲に供さればならぬことと矛盾するものではない。此の點に關しては Kurz, Individuum und Gemeinschaft beim hl. Thomas von Aquin, 1933, S. 33 ff.

2) G. Renard, La Théorie de l'institution, 1930, p. 512.

物、並に有機物、無機物を含む無生物を我物とすることに依つてその生存を維持し、自らを發展せしむるは自然の秩序と謂はねばならない。自然は動物、植物にその生存の手段を與へたる如く、人間に對しても衣食住その他生存を維持するに不可欠なる總てのものを與へたと考へることは決して不當な推論ではない。³⁾

而も他の動物が本能的に目前の慾求を満足せしむる爲に、物に對し一時的、物質的關係に立つに過ぎざるに反し、理性と自由を與へられたる人間は物に對し永續的、精神的關係に立つこと、換言すれば物を所有することを得るのである。「吾人に於いて優れ勝つて居る所のもの、即ち人類を人類たらしめるところのものは即ち理性である。此の理性を有するとの理由のために人間には、總ての動物に共通である所の、單に物を使用するといふことだけでなく、確實且つ永續的なる權利によつて之を所有することが必然に許されねばならない。吾人が使用に依つて消費してしまふものばかりでなく、使用しても尙ほ後に殘るものを所有しなければならぬ。」⁴⁾

所有とは物に對する支配であり、支配とは能力が一定の活動に限局せらるゝことなく、對象に對して自由に対立し得る場合にのみ存する。動物は本能に驅られて、個體及び種の維持の爲に不可抗的、必然的に物を消費するに過ぎず、外界の物資を支配するものではない。支配に不可欠の條件は目的を定め之に對する手段を選択する可能性であるが、之理性に依存するものであり、理性的存在たる人間にのみ特有のものである。⁵⁾ (註)

- 3) 斯の如き自然の秩序に基き、人間が外界の物資に對して有する權利が即ち制度論者の所謂人間の所有權 (propriété humaine) である。「總てのものはその完成に必要なものを與へらるべきであるとは聖トーマスの言である。之分配正義の原理に外ならぬ。此の故にガルシア (P. Pérès Garcia) に依れば總ての人間、各々の人間は神の分配的正義に基きその目的達成に必要な總てのものに對して權利を有する。此の權利こそは吾人が人間の所有權と呼ぶところのものである。」 G. Renard, op. cit., p. 514.
- 4) レオ十三世、レールム、ノパールム、(日本カトリック刊行會發行)、7頁。
- 5) 理性と所有權との關係の詳細は A. Horváth, Eigentumsrecht nach dem hl. Thomas von Aquin, 1929, S. 58 ff.

註 此の點に關する聖トーマスの次の言葉は極めて適切にして且つ含蓄深きものである。「余答へて謂ふ。外物は二様に考察され得る。その一はそのもの、本質に關する（考察である）。而してこは（本質）人間の力に服せず神のそれに服するのみ。神の力には萬物みな御意のまゝに服従する。第二にはそのもの、使用に關する（考察である）。而して人間はその點に於いて外的諸物の自然的支配權を有つ。何故ならば彼は理性並に意志により外的諸物を恰も自己の爲に作られたもの、如く自己の利益のために利用し得るからである。蓋し上述の如くより不完全なる諸物は常により完全なる諸物の爲に存在する、而して此の理由よりして先哲は *Polit.* 第一篇に於て外的諸物の所有は人間にとりて自然的なることを立證して居る。他被造物の上に及ぶ此の自然的支配權——神の姿をその中に宿す理性によりて人間に所屬するところの——はまた創世記第一章に於ける人間その物の創造に明示されて居る。其處にいふ。「我らに象りて我らの像の如くは我ら人を作りて之に海の魚……を治めしめん」云々。……神は萬物の上に主要なる支配權 (*Principale dominium*) を有ち給ふ。而して神はその神慮に基き若干のものを人間の肉體的保持に充て給ふた。而して此の故に人間は夫等の使用能力については諸物の自然的支配權を有つものである」(上田(辰)博士譯、聖トーマス經濟學 十頁、十一頁、)

更に人間はその生存を確保せんが爲には單に物を消費するに止まらず之を生産せねばならない。理性は人間に將來の需要を豫見せしめる。人間は現在の必要を満足せしめるのみならず、將來の不斷の必要に對しても配慮せねばならぬ。それが爲には各種の手段が講ぜられねばならないが、就中永續的なる生産手段を所有することは最も必要である。果實は樹木を所有することに依つて最もよく確保せられ、樹木を所有せんとする者はそれが生立する土地を支配することが必要である。「人間は理性に依つて無數の事物を理解し、未來の事物を現在の事物と結合、連絡し、而して自己の行動の主であるから、永遠の法則と萬物を其の至上の攝理に依つて支

配する神の權との下に於いて己の判斷を用ひてよく自己を統制する。それであるから人類は單に現在に於てのみならず將來に於て大いに自分の利益となるであらうと判斷するものを選択する權利があるのである。かゝるが故に人には土地の産物の所有權のみならず、土地そのものゝ所有權が必要である。何となれば人は土地の産物から將來の必要なる物が自己に備へらるべきを見る故である。⁶⁾」

之を要するに人間が生存を全ふし、自己を發展せしめ、人の人たる所以を全ふする爲には外界の物資を必要とするが、理性的存在たる人間は單に目前の必要に驅られて消費するに止まらず、現在及び將來の需要を満足せしむる爲消費財のみならず生産手段をも所有することが必要であり自然的なのである。

□、私所有權と勞働

次に私所有權の根據の一は人間が勞働の果實に對して自然的權利を有することに存する。凡そ結果は原因より生ずる。勞働の果實たる財貨は原因たる勞働より生じたるものであり、此の故にその勞働をなせる人に屬するのである。

元來人間は自らの肉體的、精神的活動力の主^{あるじ}であり、従つて此の肉體的、精神的活動力を原因として生じたる結果に對しても亦主^{あるじ}でなければならぬ。換言すれば此の活動力が自然的素材に加へられて生じたる財貨は或意味に於て彼自身の人格がその上に印象せられたるものと謂ふべく、此の故にその財貨は「彼のもの」でなければならぬのである。

6) レーブルム、ノバールム、前掲、7頁。

「生命を保存し、之を最大に完成するに要するところのものは如何にも土地が極めて豊富に之を生ずるが、人の耕耘と配慮とがなければ土地は自身で（何も）産むことは出来ない。さて人は自然の富を得る爲に心の努力と體の力を費すから、彼は彼が耕耘した所の物的自然の一部を言はゞ自分の人格の或形をその上に印象したるものとして自分自身に屬せしめる。そして彼がその部分を自分自身のものとして所有することゝ、何人も彼の權利を侵犯すべきでないことゝは全く正當でなければならぬ。……結果がそれを惹起した原因に附隨する様に、労働の結果はその労働をなした人々に屬することは正當である¹⁾。」

人が單に物を使用するに非ずして、自己の財産として所有せんが爲には、人と物との間に緊密なる結合がなければならぬ。使用とは物を永續的に支配することではなくして、物の效用 (*utilitas*) を自己の目的に向つて振り向けることであり、使用に於ては物と人との結合は薄弱、且つ一時的である。然るに所有に於ては物は恰も「我」の一部を構成するかの如くに人に結合せられ、人は自己の四肢、精神的能力を自己の意に隨つて支配し得る如く、物を思ひの儘に支配し得る²⁾。

然らば人と物とを結合する靱帯は何ぞや。之労働に外ならぬ。自然は外界の物資を各人に分配せず、又自然の儘にては物が財貨として人間に役立つことはむしろ稀である。物は人間の労働を通じて財貨に變じる。労働によつて人は外界の物をその觀念に従つて形成し、その中に「自己」を多少なりとも吹き込み、自己の精神をその上に刻印するのである。斯くて人と物との間には以前存せざりし結合が生じ、新らしき存在様式を得たる

1) レールム、ノパールム、前掲、9頁。

2) 所有權を意味する *propriété*, *property* 等の語はラテン語 *proprium*, *proprietas* より由來せるものであり、此の語は實體への繼續的附着、結合を意味することである。Morin, *op. cit.*, p. 29. A. Horváth, *op. cit.*, S. 109.

財貨は之が原因とも謂ふべきその人に歸屬し、その支配、その自由なる處分の下に置かれるのである。實に労働は外界の物と人とを結合する自然的手段と目すべきものである。

然し乍ら斯く謂ふことに依り吾人は所謂労働説即ち労働を以て私所有權の唯一且つ窮極の基礎と目する見解に左袒するものではない。成程労働は人間に労働の果實に對する所有の權原を與へる。然し乍ら私所有權は本質的には人間の労働の結果ならぬ多くのものをもその對象とする。勿論人間の需要を充分に満足せしむべく自然を豊饒ならしめる爲には労働が必要であるが、労働は労働の結果ならぬ外界の物と結合してのみ生産的たり得るのであり、而して之等の労働の結果ならざる物に對する所有權は労働によつて基礎づけることを得ないのである。

元來労働といふ條件の下に所有權が獲得せられるの故を以て所有權自體を基礎づけ得たと考へるのは私所有權獲得の問題と私所有權制度自體の基礎づけの問題とを混同するものである。ルナールに依れば私所有權制度の窮極の基礎は萬有を支配する秩序に存し、此の秩序こそは私所有權の能動因 (cause efficiente) であり、先占若しくは労働は單なる機械因 (causes instrumentales) たるの役割しか有せぬものと認められる。即ち自然には之を支配する秩序が存するのであり、「自然は何物をも不完全の儘放置せず、又相互に無益なるものは何も造らなかつた。例へば自然の秩序は卵生の動物にはその成長に必要な栄養を與へ、又他の動物には子供を養ふに必要な乳を與へたる如く、人間にも衣食住に必要なものを與へた。何物も無用のものなく、又何等の

3) 前掲、62頁參照。

缺くるところなきが自然の秩序である。人間が、より劣等なる被造物を我物とし、且つ之を使用するは秩序の完成、秩序が劣等なる被造物に與へた目的の達成に外ならぬ。」ものと認められる⁴⁾。人間以外の被造物は人間の爲に存在し、人間はその理性的本性故に之を我物として所有し、使用し得ることが自然の秩序であり、人間が外界の財貨を所有し得る窮極の基礎は此處に存するのである。唯具體的なる所有權は經常的には勞働を條件として獲得せられるといふに過ぎない。

之を要するに人間は自らの精神的、肉體的能力の主^{あるじ}であり、此の能力の活動に依つて物の上にその人格の幾何かを印象づけ、之を自己のものたらしむるを得ることを強調するのは正當であるが、勞働のみを以ては私所有權を、従つて又私有財産制度自體を基礎づくるを得ない、物に對する人間の支配權は、窮極的には「不完全なるものは完全なるものゝ爲に存する。」といふ自然の秩序と人間の理性的本性に基礎を有するのであり、勞働は唯、物質界を事實上人間に奉仕せしめる爲の必要なる手段たるに止まるのである。

ハ、私所有權は家族制度を可能ならしめる

自然は男女を驅つて婚姻に赴かしめる。婚姻は子を生み、之が養育、並に教育をなすことを以て第一義的目的とし、相互扶助及び性慾の適法なる満足を以て第二義的目的とする一男一女の生活協同體である。婚姻に因り子供が生れ、此處に親子の關係を生ずる。此の夫婦、親子の生活協同體が即ち家族に外ならぬ。家族は人間の本性に基礎を有する自然的制度であり、家族の存在は自然の必要に由來するものである。されば家族社會は

4) G. Renard, op. cit., p. 518.

又自然の必要に依つて要請せられる生存權を有する。然るに此の生存權たるや個人の場合と同じく經常的にはその需要を満すべき或程度の財貨を所有することに依つてのみ完ふせられる。無一物の個人が浮浪生活に陥り易く、若しくは他人の恣意に依存せざるを得ざる如く、家族も無一物を以てしては他人の干渉を排して、其の目的に適へる秩序ある生活を續けることは不可能なのである。即ち家長は家族の目的を達成せしむべき任務を自然より託せられたる責任者とも謂ふべき者であるが彼は家族の目的達成に必要な手段の選擇を他人に委ねるを得ない。而して此の手段の選擇は此の世の財貨の一部を私有財産の形で所有してのみ可能である。若し財産の私有を否定し、家族の目的達成に必要な手段の選擇を他の權威(例へば國家、公共團體、その他の公的機關)に委ねんか、自然的制度たる家族の存在は危殆に瀕し、自然の秩序は破壊せらるゝに至るのである。¹⁾

稍具體的に之を述べるならば、兩親は自然の義務として子供を養育せねばならぬが、それが爲には兩親は榮養、衣服、住居、衛生その他について多くの必要なる配慮を拂はねばならない。愛情に充てる母は子供に充分なる量の食物を與へ、寒さを防ぐ爲にその繊細なる身體を温き衣もて包み、遊び疲れたる身體を柔き褥の上に横へる。一度子供が病に侵されんか、之が平癒の爲にあらゆる物質的、精神的配慮が拂はれ、全癒する迄は母の心は安きを得ない。獻身的なる母の愛に守られて子供は成長する。母親と共に父親も亦子供の生活を豊かにする爲、又子供の將來を考へるにつけても、その生活の爲に一層の努力を拂ふに至る。「家族を維持する責任の意識は兩親を驅つて不斷の活動に赴かしめるのみならず、又その道德的態度の力強き支柱でもある。」²⁾ 然る

1) 家族制度は斯の如くに私有財産制度を要請するのてあり、ソビエト、ロシアが革命の當初に於て極めて自由なる離婚制度を採用し、一夫一婦の結合度を弛緩せしめることに依り家族制度を破壊せんと試みしは、その私有財産制度の否認との間に牽連關係が存するのである。田中(耕)博士 自然法的婚姻及び離婚論、家族制度全集、史論篇、第1卷 59頁、60頁。

2) V. Carterein, *Moralphilosophie*, 1924, II Bd., S. 292.

に之等のことは私所有權なしには不可能である。子供の身體を養ふ爲には食物が必要であり、寒さを防ぐ爲には衣が必要であり、雨露を凌ぐ爲には住居が必要であるが私所有權なしに如何にして之等の必要に應じ得ようか。之等の物資を必要とする毎に一々他よりの供給又は施與を受けねばならぬものとせば到底秩序ある家族生活は營み得ないのである。

のみならず子供の精神的教育の爲にも財貨の私有は必要である。家庭に於て子供を躱る場合子供が生存並に成長に付き全然兩親に依倚して居るとの意識を有することが極めて重要な役割を演ずるものであり、その爲にも兩親が子供の養育に必要な物資を私有せねばならぬのである。

次に兩親は子供の養育及び教育の爲に日夜意を配らねばならぬこと上述の如くであるが、兩親の子供に對する配慮はそれだけで終了するものではない。親の愛は能ふべくんば子供が將來人生の行路に於て遭遇することあるべき各種の困難を免れ得る様配慮せしめるものである。「家父がその生める者共に生活必需品を與へ、且つその養育に力を盡して之を保護する」といふことは最も尊い自然法則である。又子供等は實に父の人格の寫しであり、且つその人格の繼續とも言ふべきものであるから、家父は彼等が此の不確な人生の行路に處して廉恥を破らずに悲慘なる運命から免れることの出来る様に財産を子供等の爲に求め且つ備へることを望む様に自然から導かれて居る。さて之を行ふには相續によつて子供に傳へることの出来る生産的財産の所有によるの外に方法はない。」³⁾

3) レールム、ノバールム、前掲、12頁。

子は謂はゞ親の延長であり、此の故に父に屬するものは又子供に屬せねばならない。子が父の相續者たるは極めて自然的のことである。P. Lacordaire の次の言葉は此のことを極めて適切に表現して居る。「家長たる汝の財産は汝の死と共に終るものではない。汝は之を汝の子孫に譲ることを得る。何となれば汝の子孫は即ち汝自身であり、父と子との間には同一性が存するからである。相續財産たる土地に對する子供の相續權を剝奪することは、その父の汗と涙の結晶を剝奪することである。相續權にして剝奪せられんか、汝の辛苦、汝の血の投ぜられた土地は誰に歸屬するであらうか。何等の勞働を加へざる他人に歸屬するわけである。此の故に汝は汝の子孫の中に生永らへ、子孫によつて之を保つに如かないのである。」⁴⁾

財産の私有並に相續を否定して、子供の將來に對する父の配慮に代ふるに國家の配慮を以てするは、家父より進歩と節度と品位を失はしめるものである。若しも家父が努力と節約の結果を蓄積するを得ず、又之をその子供の爲に遺すことを得ないとすれば彼は努力をやめるか、或は獲たるものを善からぬ快樂の爲に浪費するであらう。努力なき所に進歩なく、節度なきところに品位は保たれない。唯努力の結果が自己及び自己の子孫の將來に役立つ望の存するとき努力、犠牲、節制等の徳は磨かれ得るのである。

之を要するに父はその延長とも謂ふべき子供の現在に對してのみならず、將來の爲にも配慮すべき自然的義務を有するが、此の義務の遂行は父がその努力に依り正當に獲得したる動産不動産其の他の財産を所有し、且つ之をその子孫に相續に依つて讓與し得て始めて可能なのである。

4) P. Lacordaire, cité dans M. A. Janvier, La justice et le droit, 1918, p. 433.

二、私所有權は勤勞心を刺戟する

私所有權は個人の爲にも家族の爲にも不可缺のものたるは上述の如くであるが、私所有權は人の勤勞心を刺戟して、社會一般人の生活に必要な物の生産を容易ならしめる意味に於いて社會の爲にも亦必要である。

元來勞働に依つて得られた物が永續的に自己の私有に歸する期待が存してのみ人は勤勉に勞働に勵むものあり、人が勤勉に勞働に勵むことはその個人にとつて必要なのみならず、又社會全體にとつて極めて必要である。此のことは特に生産的勞働について云ひ得る。大地と海は人間が額に汗して勞してのみその生存に必要な財貨を供給する。然るに一般人に於いては自己の需要と利益のみが生れ乍らの怠惰癖を克服せしめて人を勞働に赴かしめる。カントの望める徳の爲の徳は人間性に照して極めて難事である如く、勞働の爲の勞働も一般人にとつては不可能事に近い難事である。人間が何等の個人的報酬の希望なくして而も衷心喜んで勞働に従事し得ると想像することは人間性の洞察に缺くるものと謂はねばならない。

然るに此の個人的報酬、利益は私所有權の存在を前提としてのみ可能である。私所有權の前提の下に於いてのみ各人は勞働の結果が自己に役立つとの保證を得、此の希望に驅られて勤勉にその業に従事するに至るのである。若し私所有權を否定せんか鞭の外、人を勞働に驅り立てるものはない、然し鞭の威嚇による強制勞働は人を奴隸に墮せしむるものである。「若しも人間が働くに當つて、財貨を獲得するか、或は現に所有するものを増加せしむる希望を有しないものとするれば、その才能、熟練、熱意は刺戟を失つてしまふ。その必然の結果と

して富源は枯渇し、人々が夢想するが如き富裕の平等の代りに、缺乏、貧困、悲慘の平等が招來せられるであらう。¹⁾」報酬の希望、従つて又私所有權の存在は單に肉體勞働の爲に必要なに止らない。社會全體の福祉と繁榮は各人がその職業を通じて必要なる力を致してのみ招來せられるが、それが爲には各人の努力心を刺戟する個人的利益、報酬の希望が必要である。人間は號令一下命ぜられたる目的に向つて一意突進する兵士の如くに、單なる命今に依つて共同の福祉の爲に努力するものではない。「人性は、城塞の上に旗が掲げられさえすれば完全にその目的を達成するであらうところの理想への突撃隊の如きものではない。人間は各人が銘々理想に向つて進むべき天職を與へられて居るのである。」²⁾

若し努力の結晶であり、社會の福祉に貢獻する業績が顧られず、精神的にも物質的にも何等の利益を齎さぬならば、換言すれば各人の勤勞心を刺戟する何物も存しないならば社會の福祉と繁榮は到底期待し得ないであらう。勿論、人は利益、報酬を受くる目的のみを以て社會の爲に盡すべきではあるまい。然し普通人にとつて努力の結果が無視せられ、功績が顧られる希望もなくば勤勞心が著しく沮喪せられることは否定するを得ぬ事實である。何等の報酬も望まず、自ら進んで社會の爲、他人の爲にのみ働くことは遺憾乍ら人間の天賦の性質ではない。忍耐と疲勞の中にも愉悅を感じ得る爲には何等かの形の酬ひが必要なのである。此のことは肉體的活動に於ても、智能的活動に於ても變りはない。社會は例へば官吏、醫師、辯護士、學者、藝術家その他各種の智能的職業に従事する者を必要とするが、之等の者の活動の爲にも有效なる刺戟として私所有權の存在を

1) M. A. Janvier, op. cit., p. 136.

2) G. Renard, Théorie de l'institution, p. 511.

必要とする。「若し然らずとするならば聖トーマスも云ひし如く人間は活動することを吝むであらう。彼は肉體的、智的能力を出し吝み、労働の痛苦から遠ざかる口實を發見すべく工夫をめぐらす。否その最も緊急なる必要に對する配慮すら他人に委ねるであらう。刺戟を受くこと無き無關心なる怠惰者の數は増加し、斯くて懶惰と安逸の中に日を送る人類が現出するであらう。」³⁾

之を要するに私所有權は單に個人の生計を立てる爲に必要なのみならず、之に依りその努力の結晶たるものを排他的に獲得し得るとの確實なる期待を有し得て、日々の勞苦に立ち向ふ元氣を鼓舞せられるのであり、此のことは社會全體の福祉の爲に絶対に必要なのである。(註)

註 私所有權が人間の勤勞心を刺戟することは上述の如くであるが然し私所有權は同時に又屢々怠惰と無爲の原因ともなるものである。このことは特に大なる相續財産について謂はれ得る。大財産の相續人は多くの場合に於て勤勉なる働き手ではない。彼等は勤勉に働かねばならぬ必要に迫られないからである。此の故に私所有權が人の勤勞心を刺戟するといふのは絶対的なものではなく、勤勞が生計の主たる源泉であるか、或はそれが直接生活内容を豊富ならしめる場合に限られるのである。大財産の私有は安逸、閑居、従つて又不善の原因であり何時の時代に於いても賢人、聖者が富者に對して好感を示さぬ主たる理由は此處に存するものと認められる。アリストテレスは過少若しくは過大ならざる中程度の財産私有の普及を熱心に主張したとのこととあり、(J. Leclercq, *Leçons de droit naturel IV, 2me partie*, 1937, p. 130.) 又豫言者イザヤの言葉「福なるかな、彼等は家に家をたてつられ、田圃に田圃をましくはへて餘地をあまさず、己ひとり口のうちに住はんとす」(イザヤ書第五章第八節)も屢々引用せられるところである。

3) W. Morin, op. cit., p. 204.

人が勤勉に働き得る爲には報酬の希望が、従つて又私所有権が必要なること前述の如くであるが、それは分業が適當に行はれる爲にも亦必要である。文化の發達と共に分業は不可避であり、各人が自己の天分、興味、収入其の他を考慮して自發的に職業を選択し之に盡瘁するとき、換言すれば適材が適所を得て努力するとき社會の目的たる共同の福祉は招來せられる。然るに人を驅つて各々自己に適したる職業を選択し、之に勤勉に従事せしめる爲には一の推進力、即ち私有財産制度を前提とするところの、自己の努力に對する報酬の希望が必要である。「物理的秩序に於ては引力に依つて物が聯結せしめられて居る如く、社會的秩序に於ては人間は利益、必要、希望等によつて聯繫せしめられて居る、之に依り人は一般的には彼の傾向、才能に最も適したる地位に導かれるのである。」⁴⁾

若し此の希望を與へることなく、而も分業に従事せしめんとすれば當局者が強制的に職業を分配せねばならないが、斯くては適材を適所に置くことは不可能なるのみならず、職業の強制的分配は下卑なる職業に従事せしめられたる者を奴隸化する。蓋し何人も報酬の希望なくして下卑なる勞務に従事するを好まず、強ひて之を服せしむるには鞭の威嚇に依る外はないからである。勿論私有財産制度の下に於いても、總ての人が必ず適所を得られるといふわけではない。之人間及び人間の作る社會が不完全なるものである以上或程度迄は已むを得ないところである。而も之を私有財産制度否認の必然的歸結たる職業の強制的分配に比するならば、適材を適

4) Carthrein, Moralphilosophie, Bd. II, 1924, S. 292.

所に置くことに於いて遙に優れたものがあるのである。

ホ、私所有権は社會の平和と秩序を保證する

私所有権は人の勤勞心を刺戟し人間の生活に必要なものを生産する爲の勞働を容易ならしむる意味に於いて社會の爲に必要な存在であること上述の如くであるが、それは又社會の秩序を保證し、社會に平和を齎す意味に於いても社會の爲に必要なである。

元來社會共同の福祉は、各人がその業務に専念することに依つて招來せられるものである。然るに各人が其の業務を通じて社會に貢獻せんが爲には、人はその生存若しくは活動に必要な物に對して排他的支配權を有せねばならない。若し然らずして他人が隨意に排他的支配を妨げ、その活動範圍に侵入し得るものとせば人は活動の計畫を立つることを得ず、又各人が無差別に物の使用、収益を爲し得るものとせんか混亂、無秩序は必然である。秩序は「各人が各々その勞働に従事し、その業務に専念し、自己の土地を護り、自己の稜、自己の麥を刈り取り、自己の羊を牧する」¹⁾ことに存する。「管理せらるべき或もの、固有の管理が各人に屬して居るならば、物事は一層秩序正しく處理される。之に反して勝手な人が勝手なものを無差別に管理したならばそれは混亂であらう。²⁾」私所有権の前提の下に於いてのみ人は各々其の業務に勵み、個人的目的を追求しつゝも社會の目的たる共同の福祉に貢獻するを得て此處に秩序は顯はれるのである。

勿論、社會主義者の主張の如く、總ての財貨を社會の所有に歸せしめ、その構成員の活動を全然社會の統制

1) M. A. Janvier, op. cit., p. 136.

2) Sum, Theol, 2a, 2ae. qu. 66, art. 2.

上田(辰)博士譯、「聖トーマス經濟學」10頁。

の下に置くことも一の方法であらう。然し斯くて齎らされる秩序は外部的強制に因る機械的秩序であり、その下に於ては理性的存在たる人間にのみ特有なる自由は剝奪せられる。人間は尠くとも或程度の財貨、それは單に消費財のみならず、労働の手段たる財貨を自己の隨意に處分し得る場合にのみ自由を保有する。人間活動の大部分は直接間接外界の財貨の生産に向けられて居るが故に、若し私所有權にして否定せられんか人間活動は殆んど全面的に公的機關に依倚せざるを得ない。自由と秩序は私所有權の下に於いてのみ最もよく調和せられるのである。

更に秩序の存するところ平和も亦存する。「萬物の平和とは秩序の静けさである。」(Pax omnium rerum tranquillitas ordinis) (聖アウグスチヌス³⁾) 秩序と平和とは相互に緊密なる牽連關係に在るが、而も平和なる共同生活は私有財産權の前提の上にのみ可能である。このことは財貨が分割せられず、「彼のもの」、「我のもの」の區別が存せざるとき如何なる事態が発生するかを想像するならば、思ひ半ばに過ぎるものがあらう。「各人が其の財産を以て満足して居る間は、それにより人々のより平和なる状態が保持される。此の故に何物かを共通且つ不可分的に所有する人々の間に、吾人はより頻繁に葛藤の生ずるを見る⁴⁾。」「境界地域、共有物其他類似のものに付いて毎日數知れぬ訴訟が提起されて居る。同じ家族に屬する者の間に於てすら幾ヘクタールかの土地を共同に利用する場合には永く平和に暮すことが困難でありとするならば、或は又同じ家に住む賃借人等が單に庭や梯段を共同に使用するに過ぎないにも拘らず軋轢を生ずるものとするならば、更に又同じ村の住民が

3) Cité dans W. Morin, op. cit., p. 210.

4) Sum Theol, 2a, 2ae, qu. 66, art. 2.

上田(辰)博士譯、前掲 10頁。

小さな共同井戸の水の使用に關してすら不和となり、訴訟を起すことあるに鑑るならば、如何にして一國の全住民が夫々性格も異り、利害も相反するに拘らず、平和裡に總てのものを共同に享有することを得ようか。深刻なる陰險、嫉妬、怨恨、不和の生ずるは必然である。軋轢、紛議、争鬪、争訟に終始して居るならば此の世の生活は不可能である。然るに私有財産制度の下に於ては之等のものは絶對には除去されぬとしても著しく減少するのである。⁵⁾(Guariguet)

勿論「彼のもの」、「私のもの」の區別がついて居たとしても之を廻つて紛議の生ずるは日常目撃するところであるが、然し其の紛議は秩序ある社會に於ては比較的平穩に解決せられ、それが爲に第三者は勿論、當事者の社會的任務の遂行が障碍せられるわけではない、之に反して若しも財貨に對する支配關係が明瞭に定められず、總ての者が同一の使用、消費の權を有したらんか、利己心と慾望に満ちたる人間は他人の犠牲に於いて自己を満足せしめることしか考へまい。斯くてホッブスの所謂「萬人の萬人に對する争ひ」(bellum omnium contra omnes)の生ずるは必然である。

私有財産權を否定して、財貨に對する使用消費の權能を萬人に平等に與へることも理論としては一應成り立つが、人間が生來不平等なる事實に直面して此の理論は崩潰せざるを得ない、人間はその能力に於いて、勤勉さに於いて、功績に於いて、需要に於いて不平等であり、此の事實は共產主義論理を不可能ならしめる。第一に各人の勞働若しくは功績に比例して財貨を分配することは右の理論に依れば不可能である。若し之が實行を

5) Cité dans Morin, op. cit., p. 213.

試みんか不可避免的に私所有権は復活せざるを得ないであらう。同様に各人の必要に應じて財貨を分配することも各人の必要が明確を缺くの故に事實上は不可能であるが、假令それが可能なりとするも、斯くては怠惰者は他人の勤勞の果實を不當に利得することとなり正義は害はれる。更に假に財貨を平等に分配したとするも時日の経過と共に或者は之を浪費するに反し、或者はよく之を管理利用し、此處に不平等は再現し、紛議は跡を斷たぬであらう。

私所有権こそは最もよく社會の平和を保證する。私有財産制度の下に於いては如何にしても克服することを得ぬ困難の生ぜざるは吾人の日常の經驗の示す如くである。勿論、私有財産制度の下に於いても不和軋轢の生ずることは否定するを得ぬ事實であるが、然し之私有財産制度自體の罪に非ずして、所有權の濫用若しくは人間の道徳的腐敗に起因するものである。而も私有財産制度の下に於ける軋轢は共有制の下に於けるそれに比するならば遙に尠いことも上述の所よりして察知せられるであらう。

社會主義者は私有財産制度の廢棄に依り總ての紛議は跡を斷つものと夢想する。然し私有財産制度と共に人間の利己心にして廢棄せられざる以上紛議、争鬭は此の世から姿を消すものではない。元來利己心は人間の生れ乍らにして有する謂はゞ自然的なものであり、決して夫自體惡ではなく、此の故に廢棄せらるべきものでもない。又廢棄せられ得るものでもない。而して此の利己心にして存する以上共有制が如何に紛議を惹起すべきかは想像に難くない。之に反して私有財産制度の下に於いては利己心はその儘であり乍ら、假令完全では

ないとしても、比較的最もよく秩序と平和が保たれるのである。

四、私所有權の自然法的基礎（萬民法）

上述のところに依り吾人は私所有權制度が個人の爲にも、社會の爲にも不可缺の存在たるを知り得た。然らば私所有權制度は人定法上の制度なりや、自然法上の制度なりや。私所有權の基礎を明にする爲には、以下簡略乍ら此の點に言及せねばならない。

元來外界の物資は人間の需要を満足せしむる爲に存在する。即ち非人格的存在、其の完全性に於いて人間に劣るところの存在は、人間に奉仕することに依つて、其の本來の目的を達成する。自然の秩序に依れば不完全なるものは完全なるものに奉仕すべきであり、此の世に於いて最も完全なる存在、萬物の靈長たる人間は此の世の萬物に對して自然的支配權を有する。換言すれば人間は理性と意志の力に依り、此の世の物資を人間の爲に造られたるものとして、その生存並に發展の爲に用ふることを得ること前述の如くである¹⁾。而も此の世の物資に對する人間の支配權、使用權は、理性と靈とを有する人格的存在たるの故を以て與へられたものなる以上、總ての人間に同様に歸屬するものであり、如何なる條件の下に於いても或人間が故意に此の權利を奪はれ、若しくは長期に涉つて此の權利の行使が妨げらるべきではない。

然し乍ら右の支配權、使用權は之に依り一般的に總ての人間が自然の物資を使用し得るといふ不特定のなる

1) 65頁參照。

權利たるに止まり、特定の個々のものに對する直接の使用權を意味するものではない。此の使用權の不特定性の故に生ずる物資の不分割、共有の状態は、「財貨の消極的共有」(communio bonorum negativa)と稱せられ、多數人集合して物資に對する權利の主體たる積極的共有と區別せられる。自然は總ての物を、總ての人間の使用の爲に造つたといふとき、それは決して財貨の私有を否定するところの共產主義の積極的共有を意味するものではない。唯自然に據れば總ての人間は一様に此の世の物資の中から、人間として生存するに必要なものを獲得する權利を有するに止まる。事實、自然は財貨の具體的分割を行つては居ない。甲が彼の家を有し、乙が此の土地を有するは、自然に由り然るに非ずして、具體的なる人間行爲の介入結果である。「諸物の共有性が自然法に歸せしめられる所以は、萬物は共有さるべく、何物も私有財産として所有さるべからずと自然が指定するによるものでなく、自然法に従へば財産の區別は存せず、それは寧ろ人々の協約によつて存するからである。而してこは上述の如く成文法に屬する。此の故に私有財産は自然法に反せず、寧ろ人間の理性の案出に依り自然法に附加せられたものである。」²⁾

即ち自然法に基けば萬物は全人類の爲に存在するといふ意味に於いて全人類の共有に屬するが、然しそれは唯、總ての人間に生存の爲に充分なる物資が具へられて居るといふに止まり、決して自然法が共產主義的所有秩序を命じたことを意味するものではない。(若し然りとすれば人類に普遍的なる私有財産制度は生じなかつたであらう)、自然法は所有秩序の形成を人定的法律秩序に委ねたのであり、此の故に私有財産制度は自然法

2) 上田(辰)博士、前掲、11頁。

を變更するものではなくして、自然法の中に豫め豫定せられたる自然法の完成として、合理性的、合目的的制度として生じたのである。

私有財産制度は個人の生存、社會の平和、秩序、經濟的繁榮等の爲には存在せねばならぬ制度であること前述の如くであり、人間の目的達成に不可缺の合目的的制度であるが、然し其の存在の必然性、合目的性質は自然法の根本原理の如くに直接自明のものに非ずして間接に理性の結論として承認せられるものである。「私有財産制度は自然法的制度の如く見えるが、然しそれは狹義の自然法に屬するものでもなければ、婚姻制度その他の直接自明の原理の如くに自然の第一義的意圖に出ずるものでもない。それは之等の原理よりの歸結、若しくは自然の第二義的意圖に據るものである。」³⁾ 換言すれば私有財産制度によつて「一般的に全人類の生存が最もよく、最も合目的的に達成せられるのであり、私有財産制度は財貨の最高の自然法的目的たる、總ての人間がそれに依つて生存することに奉仕する合目的歸結 (Zweckmässigkeitkonklusion)、第二次的自然法 (sekundäre Naturrechtssätze) に外ならぬのである。」⁴⁾

斯の如き理性の結論たる合目的歸結、第二次的自然法は人定法の中に攝取せられて萬民法として總ての國民の間に妥當する。萬民法とは實定法、人定法の領域に屬するが、然し自然法の一般原理よりの必然的歸結を其の内容とするものである。私は今此處に萬民法の歴史、本質等に深入する遑と能力を有せず、次にスコラ學者カートラインの簡にして要を得たる説明を紹介するに止める。⁵⁾

- 3) O. Schilling, Staats-und Soziallehre des hl. Thomas von Aquin, 1930, S. 257.
- 4) R. Linhardt, Die Sozial-Principien des hl. Thomas von Aquin, 1932, S. 207.
- 5) Carthein は萬民法を羅馬法學者の説ける萬民法、聖トーマス、アグイナスの説ける萬民法、後期スコラ學者の説ける萬民法の三種に分つて之を詳細に敘述して居る。上に掲ぐるは聖トーマスに據る萬民法の觀念である。(Carterein, Moralphilosophie Bd. I, 1924, S. 603 ff.) 尙ほ萬民法に關する聖トーマスの言葉は其の儘 Schaub, Eigentumslehre, 1898, S. 260 ff. に詳細に引用せられて居る。

「聖トーマスに依れば總ての人定法は自然法の普遍的原理より導き出されねばならない。然るに人定法が自然法より導き出される態様に二つある。一は自然法よりの歸結 (Schlussfolgerung) であり、他は自然法の中に唯一般的、不確定的に含まれたることの細目的確定 (näheren Bestimmung) である。例へば他人を害する勿れとの自然法よりして、殺す勿れといふ掟が歸結として導き出される。同様に惡を爲せる者は處罰さるべしとは自然法の掟であるが、如何なる方法で罰せらるべきかに就いては自然法は規定しない。之は當局者に依つて始めて規定せらるべきことである。」此の故に實定的人間法は自然法よりの歸結、並に其の細目的確定を含むものであるが、自然法よりの歸結は實定法たるの故に始めて拘束力を獲得するものに非ずして、既に自然法に基き拘束力を有するのである。之に反して自然法の細目的確定は實定法として始めて拘束力を有し、實定法に基いて始めて法的效力を獲得する。前者は萬民法 (ius gentium) 後者は市民法 (ius civile) である。」⁶⁾

而して私有財産制度は全人類の爲に存在する外界の物資が最も效果的に人類に奉仕する爲に最も適切なる方法として理性によつて案出せられた制度であり、それは萬物は萬人の爲に存在すると自然法の歸結、自然法の中に含まれたる意圖の達成に外ならず、⁷⁾而もそれは各國民の間に同様に實効性を有する制度なるが故に萬民法に屬するのである。萬民法は自然法の歸結をその内容とする實定法であり、其の拘束力を立法者の意思より非ずして自然法より汲むものであり、此故に實定

6) Carthein, op. cit., Bd I. 1924, S. 612.

7) 「私有財産權が屬するところの萬民法は自然法の原理より歸結として導き出されたものであるが、然し絶對的必然性を以て導き出されたものではなくして、不完全三段論法 (syllogisme imparfait) 若しくは準三段論法 (quasi-syllogisme) の結論として導き出されたものである。即ち大前提は自然法の不變なる形式 (forme) であり、小前提は社會によつて與へられたる素材 (matière) より成り、而して準歸結 (quasi-conclusions) は、多かれ少かれ自然法に接近し、演繹が密であればある程自然法の品格を反映するものである。萬民法は此の準演繹の系列の最初のもの、原理に最も近きものである。私有財産制度が自然法の品格の分有を主張し得るは斯の如き意味に於いてである。」G. Renard, Théorie de l'institution, 1930, p. 515.

法、人間法の領域に屬し乍ら、而も人間の恣意により之を廢棄することを得ないものである。

尤も私有財産制度の必然性は如何なる形態の共產主義も想像し得ぬ、若しくは實現不可能であるといふ程の絶對的のものではない。唯人間の本性にして現状の如きものである限り、共產主義は事實上不可能 (Moralisch unmöglich) であるといふに止まる。⁸⁾ 共產主義的制度は一般人が最高度の犠牲心を有するか、若しくは極度の外部的強制の下に於いてのみ可能であるが、前者は人間性の現實に非ず、後者に於ては人間の品位が傷けられるのみならず、それは又畢竟永續性を有しないのである。

8) Schaub, op. cit., p. 266.